○厚生労働省令第百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（平成二十八年三月三十一日までの間に満了する有効期間に係る特例）

第九条　東日本大震災に際し災害救助法が適用された福島県相馬郡飯舘村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号。以下「特例省令」という。）第五条第一項の表第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令第五条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令第五条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号。以下「特例省令」という。）第五条第一項の表第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令第五条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号。以下「特例省令」という。）第五条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令第五条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号。以下「特例省令」という。）第五条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令第五条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間